

令和 2 年度 **新たな地域担い手育成事業補助金** 評価表 NO. 19

所管部課名	農政課	担当者	森重					
事務事業名	集落営農組織等支援事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和2年度 予算額	1,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	集落営農組織等数		15	令和7年度				
成果指標②	集落営農組織等による経営実績(経営耕地面積)		505	令和7年度				
補助対象者	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)第23条第1項の規定により認定を受けた特定農用地利用規程に明記された特定農業法人及び特定農業団体並びに農作業の受委託を行い、団体としての規約又は定款を有する農作業受委託組織							
補助対象経費	過去に同じ条件での交付を受けていない共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	集落営農組織等の経営の安定を図るため、集落営農組織等が共同利用するための、共同大型農業用機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費の一部を補助する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内 ※事業メニュー(内規)に定めた条件並びに上限額以内で交付する。							
上記項目の積算方法	補助率金額又は補助率に同じ							
補助を受 ける事業 (団体)等 の 状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	10,312,386	70.1%	7,142,760	70.4%	2,027,680	54.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	10,312,386	70.1%	7,142,760	70.4%	2,027,680	54.0%
		市補助金	4,394,000	29.9%	3,006,000	29.6%	1,727,000	46.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	14,706,386	100.0%	10,148,760	100.0%	3,754,680	100.0%
	支出	事業費	14,706,386	100.0%	10,148,760	100.0%	3,754,680	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		14,706,386	100.0%	10,148,760	100.0%	3,754,680	100.0%	
支出計/前年度支出計			69.0%		37.0%			
自己資金/前年度自己資金			69.3%		28.4%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	4		4		1			
成果指標の推移①	12		13		13			
成果指標の推移②	97		103		108			
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「見直しの上で継続」 【事業のPR方法】集落営農組織設立に係る相談時や集落営農組織等の総会、各種会議等でPR 【費用対効果】地域農業の衰退や農地の荒廃の抑止に寄与 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	高齢化の進展が著しい農村地域において、地域の担い手として活動することで、地域農業の衰退や農地の荒廃化の抑止に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	農村地域では、農家の高齢化や担い手不足により、農業活動の低迷が進行している。その中において、集落営農組織等が農作業等の受託作業を継続することで農地の保全確保等に繋がり、支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農作業を委託された集落営農組織等が、規模拡大を図る上で、農作業の効率化、省力化のための機械の導入、施設の整備を行うことに対して補助することは、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の農地事情に精通した集落営農組織等が主体的に取り組むことを行政が支援することが必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該事業の目的を達成するためには、集落営農組織等への機械導入や施設整備等への補助金の交付が、最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事業対象経費については明確に規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 集落営農組織からの事業要望について、平成29年度に詳細な事業計画を提出させるなど採択基準のハードルを上げたうえで、平成31年度には補助率を見直し、当該事業が、より効率・効果的な支援制度となるよう努めている。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 集落営農組織もリーダーの高齢化による衰退が考えられるため、情報提供や連携を取りながら支援して参りたい。		≪まとめ≫

新たな地域担い手育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 100 号）第 2 条の表に掲げる新たな地域担い手育成事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等の要件)

第 2 条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により認定を受けた特定農用地利用規程に明記された特定農業法人及び特定農業団体並びに農作業の受委託を行い団体としての規約又は定款を有する農作業受委託組織（以下「集落営農組織等」という。）が共同利用農業用機械（以下「共同機械」という。）等の導入又は施設の修繕等を行うものであること。
- (3) 導入する共同機械又は施設が、明らかに当該申請者による共同利用であること。
- (4) 同一申請者に継続して 3 カ年度を超える交付は行わないが最終年度の交付後 2 カ年度以上の期間を経た場合、改めて本事業への申請ができるものとする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金は、過去に同じ条件での交付を受けていない共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費について補助対象とする。

(実施計画書の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第 5 条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、該当年度内とし、申請年度内において事業完了することとする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (2) 共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費に係る見積書
- (3) 導入する共同機械のカタログ
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の基準)

第 7 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業者等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該補助事業者等に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 8 条 補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る完成写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 9 条 補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 集落営農組織等数
- (2) 集落営農組織等による経営実績

(決算書)

第 10 条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の 2 年後及び 3 年後の 6 月末までに決算の承認を経た当該年度の総会資料を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新たな地域担い手育成事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成

- 2 2 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 新たな地域担い手育成事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 2 4 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 2 5 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 5 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙	平成 3 1 年度新たな地域担い手育成事業メニュー
------------	----------------------------------

集落営農組織

メニュー	導入条件	補助金の上限額
① トラクター（中古含む）	《水稻専作の場合》 自作面積（前年又は本年実績）、作業受託面積（前年実績）の合計が概ね 10ha 以上であること。	専業 200 万円 複合 100 万円
② 2 tトラック、乗用田植機、乗用管理機、乾燥機、播種機、動力噴霧機、ポンプ、ハーベスター、ラムソー、サブソイラー、マニュアルレクター、スタブカルチ、畦塗り機、堆肥散布機等（中古含む）	《水稻複合経営の場合》 自作面積（前年又は本年実績）、作業受託面積（前年実績）の合計が概ね 5ha 以上であること。	専業 各種 100 万円 複合 各種 50 万円
③ コンバイン（中古含む） ブームスプレアー 格納倉庫	《甌地域の場合》 自作面積（前年又は本年実績）、作業受託面積（前年実績）の合計が概ね 2ha 以上であること。	専業 200 万円 複合 100 万円
④ 穀物色彩選別機		専業 150 万円 複合 75 万円
⑤ 乗用型農業機械搭載機	※中古機械については、別表 1 参照	専業 200 万円 専業中古 100 万円
⑥ 集出荷施設		300 万円
⑦ 基盤整備	・用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し	10 a 以内；100 万円 10 a 超：150 万円

別 紙 平成 3 1 年度新たな地域担い手育成事業メニュー

別 表 1 中古物件の対象

番号	条 件
1	農業施設・農業機械・車両とも減価償却年数以内のものとする。
2	農業施設の移設費（ハウス、暖房機等）については、減価償却を超えた施設に係る移設費も対象とする。
3	農業機械・車両は業者からの購入のみとする。（個人売買は対象外）

別 表 2 農業用施設修繕の対象

番号	条 件
1	農業用施設の修繕における農業用施設は、事業主体の管理する農業用施設（ライスセンター、農機具倉庫等）とする。

別 表 3 事業費等

番号	条 件
1	農業機械・車両は、業者の販売価格とする。（車両価格のみとする）
2	中古の農業施設は、減価償却年数を考慮して算出する。（算定根拠になる購入年度・購入価格は、譲渡者の申告による減価償却計算書等により算出できるものとする。）
3	農業施設の移設費は、業者からの見積書とする。
4	補助金額の上限は、3,500 千円とする。
5	原則、単年度の申請は、1 団体 1 申請までとする。
6	補助金は、消費税抜きの経費に対して交付する。
7	事業申請が平成 31 年度を基準として、申請が 2 回目を超える場合（平成 34 年度以降）、前回申請時の経営計画書の農業所得目標（事業実施 2 年後）に対して、前回の事業実施後から直近までの間で、農業所得または経営規模（栽培面積、飼育頭数）の達成率が 60% 以上の実績がなければ、事業計画の申請はできないものとする。（尚、渇水、台風、地震等の大規模な自然災害による収入減は、この限りではない。）